

建設工事（市外業者用）

平成31・32・33年度

草津市が発注する建設工事に関する

競争入札参加資格審査申請書提出要領

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、平成31・32・33年度に草津市が発注する建設工事の入札に参加を希望する者の資格審査申請を受け付けますので、希望者は次の要領で申請してください。

対象者	建設工事等の競争入札等に参加を希望する者 ※市外業者とは、本社または本店が草津市外に所在する者を指します。 ※平成30年度に登録のある方も、新規で必ず申請が必要です。
申請方法	<u>郵送のみ</u> (直接持参や電子メールによる申請は受け付けません。すべて紙で作成してください。)
申請書 受付期間・ 場所等	提出期限：平成31年2月8日（金）消印有効 提出先：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所 総務部 契約検査課 注意事項：封筒に「工事参加資格審査申請書在中」と朱記してください。 建設工事に併せて他部門の登録を希望される場合は、封筒を別にして送付してください。 審査基準日の平成31年1月1日以降に発送してください。申請書等の日付は、 <u>実際に発送した日</u> にしてください。また、82円切手を貼付し宛名を記載した返信用封筒を必ず同封してください。 ※上記期限を過ぎたものは一切受け付けません。また、提出期限後に到着したもので、消印が不明なもの（料金後納など）は受け付けません。

お問い合わせ先

滋賀県 草津市役所 総務部 契約検査課（7階）

【住所】〒525-8588
滋賀県草津市草津三丁目13番30号

【電話】077-561-2307（直通）

1. 入札参加者の資格

入札参加申請のできる者は、平成31年1月1日現在（以下「基準日」とする）、次の要件を満たす者としてします。

- (1) 入札参加部門の区分に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 前項の許可区分について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価を受けた者で、基準日の直前2年の各営業年度において施工実績があること。
- (3) 支店・営業所等で入札参加を希望する場合にあつては、その支店・営業所等が、入札参加を希望する業種に対応する建設業許可を受けていること。
（1者1申請とする。…複数営業所からの申請は不可）
- (4) 以下に掲げる入札参加部門については、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の平均完成工事高が次に示す平均工事高の基準を満たすこと。

業者区分 \ 入札参加部門	土木工事	建築工事	舗装工事
県内業者（本社または本店を滋賀県内に有する者）	3億円以上	6億円以上	5千万円以上
県外業者（本社または本店を滋賀県外に有する者）	10億円以上	20億円以上	10億円以上

【注意】

※土木工事部門は「土木一式」、建築工事部門は「建築一式」、舗装工事部門は「舗装」の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「2年間平均完成工事高」または「3年間平均完成工事高」により判断してください。

※上記以外の入札参加部門については、完成工事高による制限はありません。

※上記基準を満たさない場合であっても、草津市内に支店・営業所等がある場合には、上記基準にかかわらず申請できます。

- (5) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

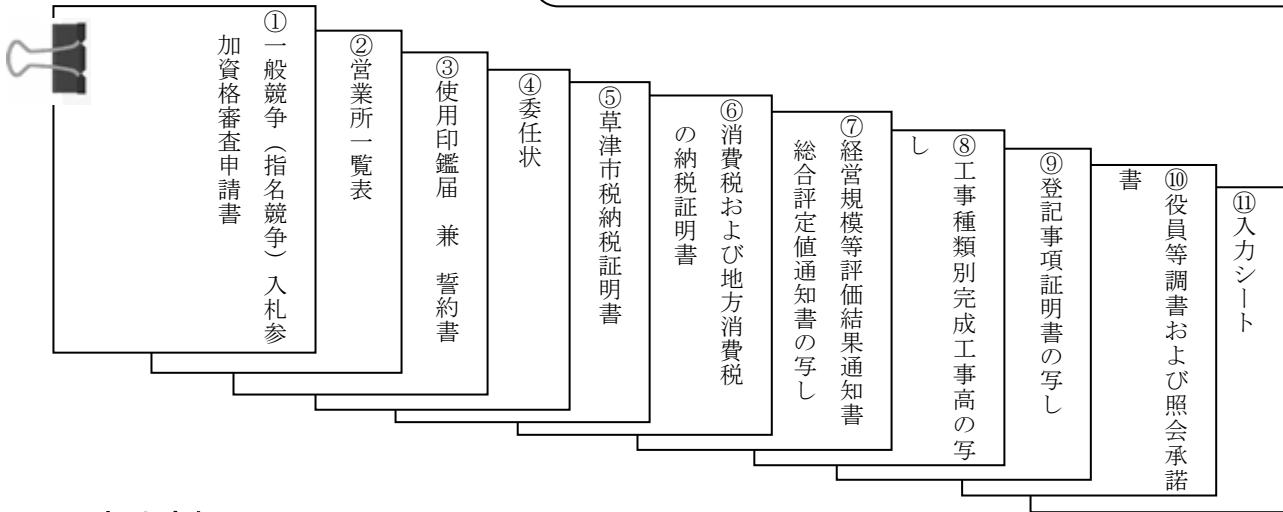
オ 競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- (7) 草津市税等を滞納していないこと。

●提出書類イメージ●

次ページ以降を熟読の上、下記のような順番で、ターンクリップで止めて1部提出してください（ファイルやひもとは不要です）。



2. 提出書類

順序	提出書類	様式	国交省様式可
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	指定様式1	○
2	営業所一覧表（許可業種の記載のあるものに建設業許可を受けた営業所のみ記載すること）	指定様式2	○
3	使用印鑑届兼誓約書	指定様式3	—
4	委任状（支店・営業所等から入札参加を行う場合のみ）	指定様式4	—
5	草津市税納税証明書（注意：課税がされていない場合は不要です。）	—	—
6	消費税および地方消費税の納税証明書（非課税業者であっても必要、写し可）	—	—
7	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（基準日において有効であり、かつ最新のもの）	—	—
8	工事種類別完成工事高の写し	—	—
9	登記事項証明書の写し（法人のみ）	—	—
10	役員等調書および照会承諾書	指定様式5	—
11	草津市業者登録用入力シート（建設工事）	指定様式6	—

※入札参加資格審査申請書等に記載された個人情報の利用目的は、誓約書内容の確認、入札等参加業者の選定および参加のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。

※印鑑登録証明書の添付の必要はありません。

※各証明書については写しも可とします。納税証明書等については、証明書発行日が受付日において発行後3か月以内のものに限ります。また、過年度分も含めた滞納が無いことの証明であることを要件とします。

※様式欄に「指定様式」とあるものは、草津市指定の様式を使用してください。

国交省様式可欄に「○」があるものは、該当する国土交通省地方整備局様式を流用していただく

いて結構です。

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html

この場合、様式中の「地方整備局」を「草津市」に、また宛先を草津市長にするなど適宜修正してください。草津市様式に記載のない項目（メールアドレスなど）の記入は不要です。

3. 提出部数 1部

4. 入札参加希望業種の数

入札の参加を希望できる業種数は、第1希望から第5希望まで5業種までとします。

5. 記載・提出時の注意

- (1) 黒ボールペンで正確かつ丁寧に記入、またはダウンロードした様式に入力し、白黒で印刷してください。（消せるボールペンは使用しないでください。）
- (2) 全ての様式の申請者欄は本社（本店）名とし、印鑑は実印を鮮明に押印してください。
- (3) 訂正は二重線で消して訂正印を押印し、書き直してください。
- (4) 期限内に提出された書類に不備等があった際は、こちらから訂正等の指示をさせていただく場合があります。

6. 審査の結果について

申請書が受付されますと、番号を付した受付票を返信用封筒でお送りします。これにより、平成31年4月1日から登録されることとなります。

7. 資格の有効期間

平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日（3年間有効）

なお、有効期間の満了時に通知は行いませんので、御了承ください。

8. 申請書提出後の変更申請

入札参加資格審査申請書提出後に変更のあった場合（本社・本店所在地、代表者、受任者、電話番号、使用印鑑）は、直ちに「競争入札参加資格審査申請内容変更申請書」（様式は市のホームページからダウンロードできます。）を提出してください。

なお、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を新たに受領した場合や、建設業の許可を更新した場合については、届け出の必要はありません。（ただし、入札参加部門に登録のある建設業の許可を廃止した場合等は、届け出が必要となります。）

また、電子入札システムの登録情報に変更があった場合は、あわせてICカードや電子入札システムでの変更手続きをしてください。

9. その他周知事項

(1) 草津市電子入札システムへの登録について

草津市では、すべての競争入札を電子入札で執行しています。つきましては、今回の競争入札参加資格申請にかかる審査が完了しましたら、電子入札に参加できるよう準備をしてください。

い。4月になりましたら、市ホームページで業者番号を確認し、その番号で草津市への登録手続きをしてください。(すでに、登録が済んでおられる方は、手続きの必要はありません。)

なお、やむを得ない事情がある場合を除いて、紙入札での参加は認められませんので、お早めにご準備ください。詳細については、下記のホームページに記載しています。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/nyusatsu/denshinyusatsu/denshinyusatsu.html>

草津市役所（トップページ→くらし→産業・ビジネス→入札・契約→電子入札
→草津市電子入札システム）

(2) その他

各種納税証明書の発行にあたっては、個人番号および法人番号の記載が必要になる場合があります。詳しくは、各担当へ直接おたずねください。

※消費税に関する証明書について → 各税務署窓口

(3) 今回から口座情報の記載が不要となりました。平成31年度契約分の請求からは、請求書に口座情報を必ず記載いただくようお願いします。

経営規模等評価申請時に作成されているこの「工事種別別完成工事高」の
写しを添付してください。

(用紙A4)

2 0 0 0 2

参考

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度				計算基準の区分																				
	自		3	年		5	月		至		7	年		9	月		10	自		11	年		13	月		至		15	年		17	月		19	(1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		年		月		～		年		月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		年		月		～		年		月		～		年		月							
業種 コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																			
3 2	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	26	27	28	29	30	36	37	38	39	40	46	47	48	49	50					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																			
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 2	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	26	27	28	29	30	36	37	38	39	40	46	47	48	49	50					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																			
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 2	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	26	27	28	29	30	36	37	38	39	40	46	47	48	49	50					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																			
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 2	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	26	27	28	29	30	36	37	38	39	40	46	47	48	49	50					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																			
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 3	その他		3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40																					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																			
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 4	合計		3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40																					
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										(1. 有 2. 無)																									